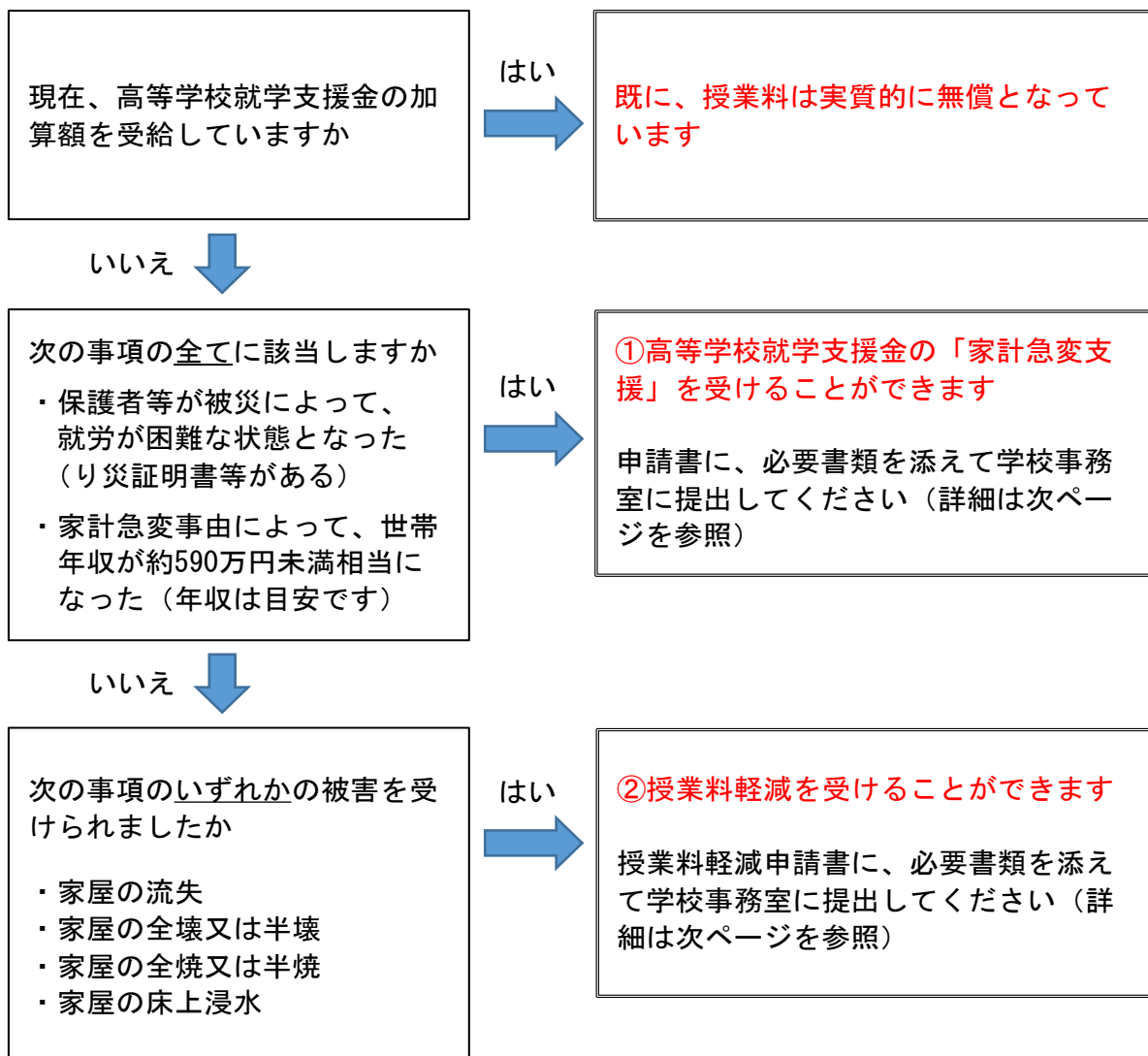


令和6年能登半島地震による被害を受けた 方々に対する授業料支援についてのお知らせ

県では、令和6年能登半島地震により被害を受けられた方々に対して、授業料に関する支援制度を設けています。以下の「支援対象確認シート」で、支援を受けることができるかどうかを確認することができます。

制度や申請手の詳細につきましては、在学している学校の事務室へお問い合わせください。

<支援対象確認シート>



<高等学校等就学支援金とは>

授業料を公費で負担する制度で、対象生徒の授業料の負担が軽減されるものです。

（4人世帯で年収約910万円未満の場合は、公立高校授業料相当分、年収約590万円未満の場合は、私立高校授業料相当分が支給）

① 高等学校就学支援金の「家計急変支援」

対象：被災によって損害を受けた世帯で、次の全てに該当する生徒

- (1) 保護者等が被災によって、就労が困難な状態となった
(り災証明書など、状態を証明する書類が必要になります)

[想定される状態(例)]

- ・被災による負傷、疾病等により、離職・廃業や休職・休業等をする場合
- ・自営業で、事業を実施する店舗が、地震・水害・火事等により被災し、当面の間事業を実施できない場合 など

- (2) 被災によって、世帯年収が約 590 万円未満相当になった

金額：月額最大 33,000 円（授業料額が上限）

※すでに就学支援金通常制度等で減免を受けている場合は、その差額

期間：認定を受けてから直近の 6 月まで

※収入が回復した時点で支援終了

手続：申請書（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則様式第 1 号の 2）に、次の書類を添えて在学する学校の事務室へ提出してください。

- (1) 保護者等の個人番号又は課税証明書等
- (2) 家計急変事由を証明する書類
- (3) 家計急変事由発生後の収入を証明する書類
(事由発生月の翌月以降 3 か月分)

② 授業料減免

対象：保護者等が、家屋の流失、全壊又は半壊、全焼又は半焼及び床上浸水の被害を受けた者

※前年の所得 1,000 万円の年収要件を撤廃

※り災証明書等は不要

金額：全額補助（授業料から就学支援金を差し引いた額。就学支援金を受給していない場合は授業料全額）

期間：最大 15 カ月分

手続：授業料軽減申請書（別記様式）を在学する学校の事務室へ提出してください。

問合先：金沢高等学校事務室 TEL 076-242-3321